

拝啓 社長殿

税理士法人わかば

今回のテーマ： 内部統制 - 「重要な欠陥」はどれくらい報告されるか

1 重要な欠陥 6.5%は大きいか、小さいか

社団法人日本監査役協会は2月に、金融商品取引法の内部統制報告制度の適用初年度で「重要な欠陥」が改善できずに残る、と回答した上場会社は6.5%である、とのアンケート結果を公表しました。「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいいます。

2 企業自身によるチェックと評価 - 監査人はそれに対する監査意見を出す

最近でも、架空循環取引、連結対象外SPCへの損失の押し付け、工事進行度合いの過大見積り、実現していない不動産売却益の計上など粉飾決算は跡を絶ちません。背後には、時価発行増資のための株価吊り上げ、上場時のオーナーによる多額の資金入手、過剰な業績連動評価制度のもとでの役員賞与の獲得などを目的とした経営層の深い関与がうかがえます。内部統制報告制度は、上場企業の決算報告が適正となるよう企業自身にそのチェック体制の評価を求め、その外部監査も要求しています。

3 それでも作業は続く

現状は、企業の作業負担が過大にならないよう配慮し経営層の統制に重点を置く金融庁と、最終結論のイメージが統一されないまま細かい作業レベルに重点をおく監査法人とが、四つに組んで身動きがとれない状態で推移してきたといえます。方法論はともかく、有価証券報告書提出日までに内部統制の評価が終了しないと、それ自体で「重要な欠陥」になることから、多くの会社担当者は現在必死になって評価作業を進めています。

4 たとえば受注承認漏れがあった・・・

会社の評価作業は、主要業務の運用状況の検証作業にまで及びます。パソコンにダウンロードした売上の全データから、受注伝票を関数等を用いてランダムに抽出し、その受注伝票に責任者の承認印が押されているかどうかを確認したりします。評価手続の厳密な実施を重視する監査法人も多いですが、たとえば何十年も大きな問題もなく誠実に業務を続けてきた会社の一部押印漏れ程度を、「重要な欠陥」とみる判断は非常識です。

5 当社の社長は粉飾する可能性が高い・・・

一方、マスコミ等は、会社自らが「経営者による不正経理の発生可能性が高い」と報告することを期待するかもしれませんが、実際に粉飾が発生していない状況において、将来の可能性があるというだけでそのような報告がなされるケースは少ないと思われます。もともと経営者自身がその種の告白をすることは考えられないし、もし、本当に粉飾が将来発生する可能性が高いのであれば事前に是正されるべきです。是正こそが本来の制度趣旨になります。

お見逃しなく！

6月に評価結果が出揃う

6月に公表される有価証券報告書で3月決算会社の内部統制評価が出揃います。この制度は、上場会社のインフラとしての内部統制を整備することにより日本の証券市場の信頼性を確保し、資金調達を円滑化するという機能だけでなく、粉飾の抑止力としても機能します。「重要な欠陥あり」の記載は、今後誤った財務報告が行われる可能性が高いという将来情報ですが、期末までには是正が出来なかったという、いわば「トップが本気かどうか」という現在情報もそこから読み取ることが出来ます。最近話題になった会社ではたして「重要な欠陥あり」が表明されるか否か注目点です

お問い合わせ先：日税国際税務フォーラム

TEL：03-3340-4488 FAX：03-3340-6702

Mail：boat_kz@nichizei.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）